

# 第1章

## 計画策定の趣旨等



# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 法令等の根拠

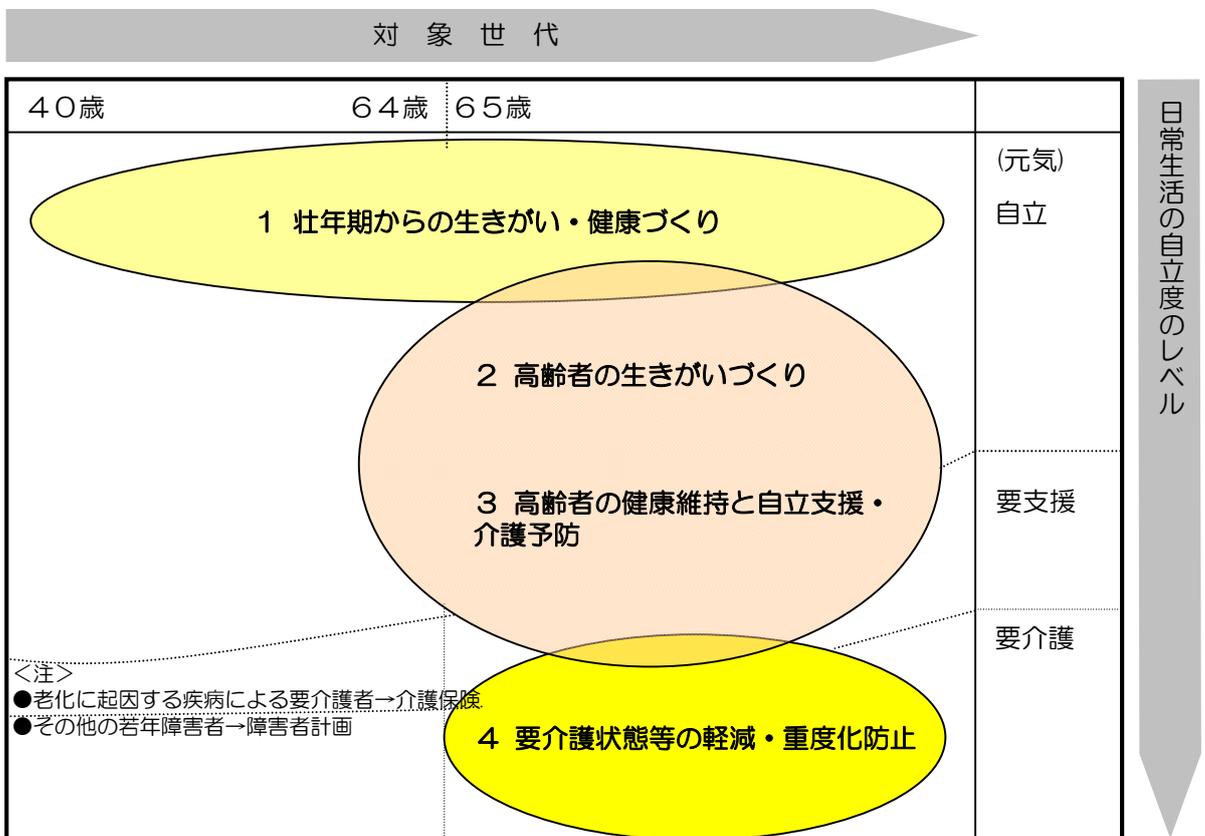
この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づく法定計画です。

- 高齢者保健福祉計画・・・老人福祉法第20条の9（老人福祉計画）
- 介護保険事業支援計画・・・介護保険法第118条

## 2 計画の性格と位置付け

この計画は、本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための「高齢者保健福祉計画」と、市町村の介護保険事業計画の達成を支援するための「介護保険事業支援計画」を一体的に作成し、県の指針とする計画です。

また、「日本一の健康長寿県構想」や地域福祉を推進するための県の指針となる「高知県地域福祉支援計画」、医療の効率的な提供を推進するための「第8期高知県保健医療計画」、県民の健康増進を図るための「よさこい健康プラン21（第5期高知県健康増進計画）」等との整合性を図りながら策定しています。



### 3 策定の趣旨

高齢者を取り巻く環境は、急速な高齢化や少子化、核家族化の進行、厳しい経済情勢などにより大きく変化し、高齢者のニーズも多様化してきたことから、平成12年4月には社会全体で支え合う仕組みとして介護保険制度が導入され、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、効率的に提供されるようになりました。

しかしながら、県内ほとんどの地域で、今後も高齢化や過疎化が進んでいくことが見込まれるなか、中山間地域における介護サービス提供体制の確保や地域における訪問診療、訪問看護を担う医師・看護師の確保、福祉介護人材の確保対策、限られた人材で介護の質を維持・向上させるためのICT化などによる生産の性向上、地域において高齢者の日常生活を支える生活支援等の担い手の確保、南海トラフ地震等の災害対策や感染症対策など、さまざまな課題があります。

こうしたなか、国から示された第9期介護保険事業計画の基本指針では、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）、更には高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口の減少が加速化することが見込まれています。加えて、都市部と地方部とでは高齢化の進み方が大きく異なることなどから、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備していくとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進、また、システムを支える介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図っていくことが必要であるとされています。

今期の計画では、この基本指針に沿いつつ、本県が令和6年3月に策定した「第5期日本一の健康長寿県構想」の「目指す姿」を踏まえ、「県民の誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに、ともに支え合いながらいきいきと暮らし続けることのできる高知県」を目指して、令和22年の介護需要も見据え、必要な在宅、施設等の介護サービスを確保するとともに、介護予防や生活支援サービスの体制整備、必要な介護人材の確保と生産性の向上など、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村の取組みへの支援等を中心に計画の見直しを行い、高齢者の心豊かな人生を支援していこうとするものです。

### 4 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

## 5 計画の策定体制

この計画は、県内の学識経験者、保健、医療、福祉、地域活動団体の専門家など、県民の代表で構成する「高知県高齢者保健福祉推進委員会」の意見を反映するとともに、市町村計画との調整を図りながら策定しました。

## 6 計画の進行管理

この計画に基づいて、総合的な高齢者保健福祉施策を着実に推進するため、市町村や関係団体等と連携しながら、計画の進捗状況等の点検・評価を行うとともに、課題への対応方策について、市町村をはじめとした各関係機関と協議しながら進行管理を行っていきます。

また、介護保険法第118条第2項第3号に基づき、自立支援・重度化防止や介護給付等の適正化に向けた市町村の取り組みへの支援に関して目標を定め、その達成状況について評価を行います。

## 7 保健福祉圏域の設定

この計画では、保健福祉サービスの水準の確保や介護保険の対象となるサービス量の見込みを定めるための単位として、安芸、中央、高幡及び幡多の4つの保健福祉圏域を設定します。

この保健福祉圏域は、保健、医療及び福祉の連携を図るため、「第8期高知県保健医療計画」の二次保健医療圏と合致させています。

